

「四日市市立小中学校普通教室空調設備整備事業」実施方針等に関する質問及び意見に対する回答

No	資料名	頁	章	項	目	項目名	質問及び意見	回答
1	実施方針	2	1.1.4	(3)	e)	空調設備の移設等業務	移設業務の工事費用については別途清算と考えて宜しいですか。	ご理解のとおりです。 要求水準書(案)「6. 空調設備の移設等業務」を参照ください。
2	実施方針	2	1.1.4	(4)	ア	事業者の収入	「整備費用の一部については、事業契約書において定める額を所有権移転後に一括して支払う」とあるが、どの程度の金額を予定しているか。(整備費用の何割程度か。)	入札公告時に示します。
3	実施方針	2	1.1.4	(4)	ア	事業者の収入	「整備費用の一部については、事業契約書において定める額を所有権移転後に事業者に一括して支払うことを予定している」と記載がありますが、一部とはどの程度を想定しているのでしょうか。	No2を参照ください。
4	実施方針	2	1.1.4	(4)	ア	事業者の収入	設計・施工・工事管理・所有権移転等に係る対価について、割賦にて支払われる部分と一括にて支払われる部分の割合をご教示頂けますでしょうか。	No2を参照ください。
5	実施方針	2	1.1.4	(4)	ア	事業者の収入	「整備費用の一部」とは「学校施設環境改善交付金」に相当する金額との理解でよろしいでしょうか。そうでない場合、「一部」について(どの業務にかかるものか、整備費用のうちどれくらいの割合か、など)具体的にご教示ください。	No2を参照ください。
6	実施方針	2	1.1.4	(4)	ア	事業者の収入	事業者が実施する設計・施工・工事監理・所有権移転等に係る対価に関して、「金利分もこの整備費用に含む」とありますが、本事業を実施するSPCの設立費用や施設整備期間中に必要となるSPCの運営経費等も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 ただし、維持管理期間中のSPCの運営経費等は維持管理業務に関する対価となります。

No	資料名	頁	章	項	目	項目名	質問及び意見	回答
7	実施方針	2	1.1.4	(4)	ア	事業者の収入	平成30年度の税制改正により、長期割賦販売等に係る「延払基準」が廃止されたため、SPCは割賦元金が入金になる都度、消費税及び地方消費税を納付する税務処理ができなくなりました。このため、本事業に係る整備費用は、「割賦により支払う」とありますが、消費税相当額（消費税及び地方消費税）については、割賦元金の支払いの都度支払う方法ではなく、所有権移転後に一括して支払う方法を採用していただけないでしょうか。	入札公告時に示します。
8	実施方針	2	1.1.4	(4)	ア	事業者の収入	本事業に係る整備費用は、「割賦により支払う」とありますが、所有権移転後、年何回の支払いになるのかご教示ください。	入札公告時に示します。
9	実施方針	2	1.1.4	(4)	イ	事業者の収入	「維持管理業務に係る対価」にはSPC経費、税金、保険、利益等の維持管理期間中に必要な費用も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
10	実施方針	2	1.1.4	(4)	イ	事業者の収入	維持管理業務に係る対価について、「維持管理期間中に年2回に平準化して事業者を支払う」とありますが、各年度の対価を2回に平準化するものであって、維持管理期間中のすべての支払い回数を平準化するのではないとの理解でよろしいでしょうか。	維持管理期間中のすべての支払い回数を平準化します。
11	実施方針	3	2.2.1			選定スケジュール	第2回現地見学会の1校当たりの時間はどの程度を計画されていますか。	入札公告時に示します。
12	実施方針	4	2.2.2	(6)		第2回現地見学会	第2回現地見学会で、第1回現地見学会対象校以外の対象校を全校見学する想定でしょうか。もしくは、対象校全校の見学は想定されていないのでしょうか。	対象校を全校見学する予定としています。
13	実施方針	5	2.3.1			入札参加者の構成等	文中にSPCに関する記載がございますが、本事業SPCの設立は必須となりますか。	SPCの設立は必須となります。

No	資料名	頁	章	項	目	項目名	質問及び意見	回答
14	実施方針	6	2.3.1		ウ	協力企業	「協力企業：SPCから直接業務の受託・請負をし」とありますが、ここでの業務は、「1.1.4.事業の内容」の「(3)業務範囲」に記載されている設計業務、施工業務、工事監理業務、維持管理業務、空調設備の移設等業務のみが該当し、それ以外の業務を請け負う企業等（弁護士、税理士、公認会計士、アドバイザー、ファイナンス会社等）は「協力企業」に該当しないとの理解でよろしいでしょうか。	設計業務、施工業務、工事監理業務、維持管理業務、空調設備の移設等業務以外の業務を請け負う企業等（弁護士、税理士、公認会計士、アドバイザー、ファイナンス会社等）についても、SPCから直接業務を受託・請負をする企業は、実施方針「2.3.2/ア」に示す「その他業務を行う企業」の協力企業になります。
15	実施方針	6	2.3.1		エ	入札参加者の構成等	「選定されなかった入札参加者の構成員が、事業者の業務等を支援及び協力することは可能とする。」と記載がありますが、構成員ということは、代表企業並びに構成企業も可能ということでしょうか。	選定されなかった入札参加者の構成員が、他の入札参加者の構成員として支援及び協力することは不可となりますが、構成員以外として、支援及び協力することは可能です。
16	実施方針	6	2.3.2			構成員の制限（共通）	「すべての構成員」とありますが、「2.3.1.入札参加者の構成等」の「ウ」の「協力企業」も記載の制限の対象となるのでしょうか。その場合、SPCから直接業務を請け負う弁護士、税理士、公認会計士、アドバイザー、ファイナンス会社等は、「協力企業」でなく、制限の対象とならないとの理解でよろしいでしょうか。	前段につきましては、協力企業も対象となります。後段につきましては、協力企業となり、制限の対象となります。
17	実施方針	6	2.3.2			構成員の制限（共通）	平成30年度～平成33年度四日市市入札参加資格者名簿は、「建設工事、測量・建設コンサルタント等」「物品・業務委託」に登録されておりとあるが、2.3.3に記載の各業務に必要な要件に記載の参加資格の登録があればよろしいか。	ご理解のとおりです。
18	実施方針	7	2.3.3			構成員に必要な入札参加要件	各業務の要件ですが、少なくとも1社がすべてを満たすものとするため、それ以外の構成員は、市の参加資格名簿に登録されているだけで良いとの理解で宜しいでしょうか。	構成員は、入札参加資格者名簿の登録だけでなく、実施方針「2.3.2 構成員の制限（共通）」に記載の要件をすべて満たす必要があります。

No	資料名	頁	章	項	目	項目名	質問及び意見	回答
19	実施方針	7	2.3.3	(1)	ウ	「設計業務」を行うものの要件	設計業務の履行実績ですが、例えばPFI事業の場合は、直接の発注者はSPCになります。ただし、元々PFIは公共事業なので、PFI等は実績として扱うことで宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。ただし、SPCから直接受注したものに限りません。また、施工業務を行う者、工事監理業務を行う者、維持管理業務を行う者についても、同様とします。
20	実施方針	7	2.3.3	(2)	ア	「施工業務」を行う者の要件	「電気」または「管」のいずれかにおいて、①から③の要件をすべて満たしていることとありますが、空調設備の施工業務を行う企業は、(ア)「電気」①から③の要件をすべて満たす企業のみで構成することが可能(イ)「管」①から③の要件をすべて満たす企業は不要)との理解でよろしいでしょうか。	施工業務において、管工事を含まない提案であればご理解のとおりですが、提案内容に管工事が含まれる場合は、実施方針「2.3.3/(イ)/「管」①～③」の要件をすべて満たす企業が必要となります。
21	実施方針	8	2.3.3	(2)	ア	「施工業務」を行う者の要件	市外業者の経営事項審査の結果が700点以上は、今回の事業規模を勘案すると低いように思えます。例えば1000点以上という風に変更は可能でしょうか。	原案のとおりとします。
22	実施方針	8	2.3.3	(2)	ア	「施工業務」を行う者の要件	市外業者は経営事項審査の結果が700点以上であることであり、四日市市請負工事入札参加資格は不要との認識でよろしいでしょうか。	すべての構成員は、入札参加資格者名簿の登録が必要になります。よって、構成員として施工業務に従事する市外業者も、四日市市請負工事入札参加資格者名簿への登録が必要です。
23	実施方針	8	2.3.3	(3)	ウ	「工事監理業務」を行う者の要件	「設計業務の元請としての履行実績」とありますが、「工事監理業務」でなく、「設計業務」の実績のみを指すとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
24	実施方針	8	2.3.3	(4)	ア	「維持管理業務」を行う者の要件	熱源方式での運用に必要な資格とありますが、要求水準書の5.2.1に記載されている冷媒フロン類取り扱い技術者と考えて宜しいですか。	冷媒フロン類取り扱い技術者に限らず、提案内容に合わせて必要な資格を持つ者を配置してください。

No	資料名	頁	章	項	目	項目名	質問及び意見	回答
25	実施方針	8	2.3.3	(4)	イ	「維持管理業務」を行う者の要件	維持管理業務の履行実績として、福祉施設は該当すると考えて宜しいでしょうか。又、要求水準書(案)の5.2.1(ウ)にあります維持管理担当者の内容も同じと考えて宜しいですか。	前段後段ともに、ご理解のとおりです。
26	実施方針	8	2.3.4			地域貢献への配慮事項	「市内業者」及び「市内の業者」とは、四日市市内に、本社又は営業所等を有する企業や個人事業主、団体等を指すとの理解でよろしいでしょうか。	「市内業者」は、実施方針「2.3.3/(2)/ア/②」に示す者となります。 「市内の業者」は、市内に本店を有する者で、入札参加資格者名簿の登録の有無は問いません。
27	実施方針	8	2.3.4			地域貢献への配慮事項	「市内業者を少なくとも各業務1社以上選定すること。」となっていますが、各業務とは、設計、施工、工事監理、維持管理と考え、連絡調整などその他業務は含まないと考えてよろしいか。	ご理解のとおりです。
28	実施方針	8	2.3.4			地域貢献への配慮事項	「市内業者を少なくとも各業務に1社以上選定すること」とありますが、「各業務」とは、設計業務、施工業務、工事監理業務、維持管理業務を意味しているとの理解でよろしいでしょうか。	No27を参照ください。
29	実施方針	8	2.3.4			地域貢献への配慮事項	「市内業者を少なくとも各業務に1社以上選定すること」とありますが、設計業務と工事監理業務を行う市内業者が同一の場合も「各業務に1社以上」の条件を満たしているとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
30	実施方針	11	4.1.1			対象となる施設	対象となる施設に普通教室及び特別支援教室等とありますが、維持管理に関して既設にありますそれ以外(職員室、音楽室など)は該当しないと考えて宜しいですか。	既設の空調設備についても、一部については維持管理の対象となります。 要求水準書(案)「5.3.1/(4)/オ」及び貸与資料「ケ 特別教室整備済空調機器リスト」を参照ください。

No	資料名	頁	章	項	目	項目名	質問及び意見	回答
31	実施方針	12	6.1		ウ	違約金	事業者の責めに帰すべき事由により事業契約が解除された場合の違約金等の想定についてご教示ください。（例：「所有権移転後は、解除が発生した事業年度における維持管理に係るサービス対価の10%」など）	入札公告時に示します。
32	実施方針	13	7.2.1			交付金等の活用	交付金等の申請に必要な書類等の作成及び支援とありますが、時期と内容をお教え下さい。	交付金対象部分の図面の色分け及び対象面積の算出、明細書の作成等が想定されますが、現段階では時期や内容等の詳細は不明です。
33	実施方針	13	7.2.2			直接協定書	本事業におけるSPCの資金調達に際して、プロジェクトファイナンスで資金調達を行う場合、貴市と金融機関との間で直接協定書を締結頂けるとの理解で宜しいでしょうか。	入札公告時に示します。
34	実施方針	16	※7			リスク分担表	空調機器の性能が事業者の設定する性能を下回った場合、支払額の減額措置が課されるとの記載がございますが、係る減額措置については、維持管理業務に係る対価が対象となるとの理解で宜しいでしょうか。	入札公告時に示します。
35	実施方針	16	別添資料1	【注釈】	※3		不可抗力事由について、「一定金額までを事業者の負担」とありますが、一定金額とは具体的にどの程度でしょうか。	入札公告時に示します。
36	要求水準書（案）	8	1.7		ア	事業期間終了時の措置	基盤は数種類ありますがすべてが対象でしょうか。	入札公告時に示します。

No	資料名	頁	章	項	目	項目名	質問及び意見	回答
37	要求水準書（案）	8	1.7		ア	事業期間終了時の措置	全数分の制御基盤とセンサーの交換とありますが設定データも消失するため初期設定及び試運転調整費用も見込んでいただけるでしょうか。	入札公告時に示します。
38	要求水準書（案）	8	1.7		ア	事業期間終了時の措置	制御基板とセンサーを交換とありますが、各部品に制御基板、センサーが含まれており、全ての交換は困難であると考えられます。制御基板とセンサーとは機器内のどの部品に対するものでしょうか。	入札公告時に示します。
39	要求水準書（案）	8	1.7		ア	事業期間終了時の措置	事業最終年度に部品が欠品（生産終了）していた場合には、交換不要と考えてよろしいか。	入札公告時に示します。
40	要求水準書（案）	8	1.7		ア	事業期間終了時の措置	事業者にて事業最終年度に空調設備の全数分の制御基板とセンサーを交換することとありますが、交換する基板・センサーの数は膨大な数であり、費用対効果の観点からも現実的ではないと考えられますがいかがでしょうか。	入札公告時に示します。
41	要求水準書（案）	8	1.7		イ	事業期間終了時の措置	品番ごとに台数の20%分の構成部品一式とありますが外装、電装類、コンプレッサー、熱交換器、エンジン（GHPの場合）も含まれるでしょうか。	入札公告時に示します。
42	要求水準書（案）	8	1.7		イ	事業期間終了時の措置	台数20%分の構成部品一式を10年間保有とありますが、保管するのであれば相当な面積の倉庫が必要で困難と考えます。如何でしょうか。	入札公告時に示します。
43	要求水準書（案）	8	1.7		イ	事業期間終了時の措置	台数の20%分の構成部品一式とありますが、構成部品とはどこまでの物を要求していますか。具体的に教えてください。	入札公告時に示します。

No	資料名	頁	章	項	目	項目名	質問及び意見	回答
44	要求水準書（案）	8	1.7		イ	事業期間終了時の措置	事業期間終了後10年間部品を保有した場合、10年後は廃棄するのか市側へ譲渡するのかいずれになりますでしょうか。また、20%の構成部品一式は、新規機器を20%分保有することと同等と考えてよろしいか。	入札公告時に示します。
45	要求水準書（案）	8	1.7		イ	事業期間終了時の措置	台数の20%の部品を10年間保有するためのスペースを市側で提出いただくことはできないか。また、事業終了時に欠品（生産終了）していた場合には保有は不要と考えてよろしいか。	入札公告時に示します。
46	要求水準書（案）	8	1.7		イ	事業期間終了時の措置	10年間保有すべき構成部品一式の名称をご教示ください。	入札公告時に示します。
47	要求水準書（案）	8	1.7		イ	事業期間終了時の措置	品番毎に台数の20%分の構成部品一式を事業期間終了後10年間代表企業が保有することとありますが、1.7.アと同様に現実的ではないと考えられますがいかがでしょうか。（事業期間終了後に他の者が維持管理業務を行う場合でも無償で部品の提供を行い無償保管を行うのでしょうか。）	入札公告時に示します。
48	要求水準書（案）	10	2.3.2	(1)	オ	事前調査業務	対象校のアスベストの調達・分析を行うということですが、調査対象は何になりますか。また、貸与書類に「アスベスト調査資料」がありますが、それとの相関はどのように考えればよろしいでしょうか。	前段につきましては、対象室天井ボードと外壁を貫入する場合の外壁仕上げ材等を想定していますが、これに限らず提案により工事で改造等を行う部分すべてとなります。 後段につきましては、アスベストの調査・分析を行う際の参考としてください。

No	資料名	頁	章	項	目	項目名	質問及び意見	回答
49	要求水準書（案）	11	3.2.2			施工担当者	各学校毎に配置が必要ですか。又、本事業内であれば現場の兼任は可能ですか。	学校毎に配置する必要はありませんが、業務に支障のないよう適切な人員を配置してください。 また、兼任は本事業内でなくても可とします。
50	要求水準書（案）	12	3.3.1	(1)	コ	一般的要件	既存の設備を区別するために施工銘版とありますが、具体的にはどのようなものをお考えですか。	銘板の設計基準（JIS Z 8304）により、材質はSUS304製とします。 また、記載事項は要求水準書（案）のとおりとします。
51	要求水準書（案）	12	3.3.1	(1)	サ	一般的要件	アスベストが発見された場合の処分費用は本事業費と別途と考えてよろしいか。対策費用を事前に見込むことが困難なため。	入札公告時に示します。
52	要求水準書（案）	12	3.3.1	(1)	サ	一般的要件	アスベストが発見された場合には、適切に処分を行うことありますが、処理等に係る費用は市の負担と考えて宜しいでしょうか。	No51を参照ください。
53	要求水準書（案）	12	3.3.1	(4)	ア	現場作業日・作業時間	夏期・冬期・春期休業日は、平日・土曜日・日曜日など全ての日で作業可能と考えてよろしいか。	夏期・冬期・春期休業日の土曜日、日曜日、祝日については、市及び対象校が承諾した場合のみ作業可能となります。 また、いずれの場合においても、学校行事が優先されますので、作業ができない日も想定されます。
54	要求水準書（案）	12	3.3.1	(4)	ウ	現場作業日・作業時間	市及び対象校が承諾した場合とあるが、事業者決定前（提案時）に市及び対象校の承諾を得ることは可能ですか。	不可とします。
55	要求水準書（案）	13	3.3.1	(4)	キ	現場作業日・作業時間	既存空調器設備の切替は、原則2020年3月とありますが、書類等を含めた施工完了が3月までに必要と考えますと春期休業期間での更新は困難であると思われます。それ以前に施工することは可能ですか。	着工時期等を市と協議の上、市の承諾があった場合には、3月の春期休業以前に施工することを認めます。

No	資料名	頁	章	項	目	項目名	質問及び意見	回答
56	要求水準書（案）	13	3.3.1	(5)	コ	工事現場の管理	工事関係者が利用するトイレについて、学校数も多く、金額に影響する為、入札公告までに既設トイレを利用可能な学校を明確にしていだけないでしょうか。	施工期間中は必ずトイレを設置してください。
57	要求水準書（案）	13	3.3.1	(6)		試運転調整	原則、冷房運転における試運転調整と記載されていますが、施工期間に冬期も含まれているため。暖房での試運転調整も可と考えてよろしいか。	暖房での試運転調整も可とします。
58	要求水準書（案）	13	3.3.1	(6)		試運転調整	「冷房運転における試運転調整」と記載がありますが、冬期の場合はどのような対処をすれば良いですか。ご教示ください。	No57を参照ください。
59	要求水準書（案）	13	3.3.1	(6)	ア・イ	試運転調整	メーカーが定める方法との記載がみられますが、現地計測方法においてメーカーの明確な測定方法がない場合にはどうしたらよいでしょうか。	入札公告時に示します。
60	要求水準書（案）	14	3.3.1	(6)	エ	試運転調整	室内温度等の測定はどのような頻度で実施する必要がありますか。また、どの程度数の室で測定が必要ですか。	前段につきましては、12時～14時までの間の1時間で計測してください。 後段につきましては、全対象教室の廊下側、外壁側の2箇所で測定してください。
61	要求水準書（案）	14	3.3.1	(7)		空調設備の取扱い説明	「対象校ごとに運用マニュアル及び完成図を配布し説明会を開催すること」とありますが、説明会の参加者の想定はありますか。また、どの程度の説明会ですか。	説明会の参加者は教職員を想定しています。説明会の規模等については、事業者任せますが、利用者が空調機の使い方について苦慮しないようきめ細やかな対応を求めます。

No	資料名	頁	章	項	目	項目名	質問及び意見	回答
62	要求水準書（案）	15	3.3.2	(2)	キ	各種関係機関との調整業務	記載のある予定工事の詳細を教えてくださいませんか。空調工事に影響のある範囲になるか確認したいため。また施工時期を教えてくださいできれば幸いです。	図面等はありませんので、詳細等は明確にできません。時期につきましても未定です。
63	要求水準書（案）	15	3.3.2	(2)	キ	他案件の工事	記載されている現在予定されている7案件の工事時期・内容・範囲等の概略をご教示ください。	No62を参照ください。
64	要求水準書（案）	19	5.3.1	(4)	ウ	保守点検	フロン類の定期点検や簡易点検とあるが、教職員などに簡易点検（目視点検）を依頼することは可能か。不可の場合、事業者が自ら簡易点検として現認する必要があると考えてよろしいか。	教職員などに簡易点検（目視点検）を依頼することは不可としますので、事業者にて点検をしてください。
65	要求水準書（案）	19	5.3.1	(4)	オ	保守点検	市で設置された空調点検には、フロンの定期点検・簡易点検も含まれるのか。点検作業で行う消耗品交換費用も市側で負担すると考えてよろしいか。	前段につきましては、フロンの定期点検・簡易点検も含まれます。後段につきましては、ご理解のとおりです。
66	要求水準書（案）	21	6		ア	空調設備の移設等業務	空調設備の移設等にかかる費用は基本は市が負担の解釈でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
67	要求水準書（案）	21	7.1		ア	室内温度	「空調設備稼働時は夏季28℃、冬季19℃の室内温度を満足するサービスを提供する」とあります。運用時に設定温度が変更されて能力不足が生じた場合や外気温の上昇等により燃費が悪化した場合は、事業者の責には当たらないと考えてよろしいでしょうか。	運用時に設定温度が変更された場合はご理解のとおりです。外気温の上昇等の場合には事業者にて説明資料を作成の上、事業者に責のない旨の報告をし、市が承諾した場合に限ります。

No	資料名	頁	章	項	目	項目名	質問及び意見	回答
68	要求水準書（案）	21	7.1		ケ	二酸化炭素濃度、ホルムアルデヒド及び揮発性有機化合物濃度	「室内の二酸化炭素濃度、ホルムアルデヒド・・・濃度については、・・・適切な環境の維持に努めること」との記載がありますが、本事業はヒートポンプエアコンの設置整備業務ですので、要求水準事項と成り得ません。記載からの削除をご検討頂けないでしょうか。	設置後の教室の空気環境を示しています。代表室での測定を行い、対応策については、提案に委ねます。
69	要求水準書（案）	21	7.1		ケ	二酸化炭素濃度、ホルムアルデヒド及び揮発性有機化合物濃度	室内汚染物質濃度に関する記載がありますが、これは工事中に生じる接着剤等の使用に対する配慮と理解してよろしいでしょうか。	No68を参照ください。
70	要求水準書（案）	21	7.1		サ	共通事項	コア抜きを行う際、鉄筋の調査に関してはレーダー探査機程度にて行う事と考えて宜しいですか。	調査の方法は提案に委ねますが、鉄筋等の破損がないように施工してください。
71	要求水準書（案）	22	7.2.1		コ	一般事項	空調設備を選定する際に行う熱負荷計算は、表にある教室人員数を使用するとあるが、特別支援教室も同様と考えてよろしいか。	特別支援教室も同様としてください。
72	要求水準書（案）	22	7.2.1			屋外条件	冬季の絶対湿度の数値51.8は相対湿度（％）と思われます。-1.6が正ではないでしょうか。	当該表は相対湿度の誤記です。
73	要求水準書（案）	23	7.2.2		イ、ウ	室外機	室外機の設置場所として、ベランダもその一つと考えて宜しいでしょうか。また構造検討は不要と考えて宜しいですか。	ベランダを設置場所とすることは不可とします。

No	資料名	頁	章	項	目	項目名	質問及び意見	回答
74	要求水準書（案）	23	7.2.2		イ	室外機	ビルマルチ式以外の小型で軽量の機器は、市及び対象校が許可した場合、バルコニーへの設置が可能と考えてよろしいか。事業者決定前（提案時）に市及び対象校の許可を得ることは可能ですか。	No73を参照ください。
75	要求水準書（案）	23	7.2.2		オ	室外機	高調波対策は今回導入する機器に対してのみ実施することによろしいか。（既存機器への対策は実施しない。）	ご理解のとおりです。
76	要求水準書（案）	23	7.2.2		ケ	室外機	メッシュフェンスのほかに室外機のカバーが必要とすることか。室外機のカバーはどの程度を防護する必要があるか。	前段につきましては、ご理解のとおりです。後段につきましては、要求水準を満たす限りにおいて提案に委ねます。
77	要求水準書（案）	24	7.2.3		イ	室内機	間仕切り有無は、貸与書類の対象室の資料に図示していただけますか。図示いただけない場合には現地見学会で確認が必要ですか。	貸与書類の対象室の資料に図示の有無を含め、入札公告時に示します。
78	要求水準書（案）	24	7.2.3		イ	室内機	ワークスペースを含めた空間にも有効とあるが、ワークスペースのみの空調使用はあるか。	入札公告時に示します。
79	要求水準書（案）	24	7.2.3		エ		室内機の振れ止め対策として4面に斜め材を設置するとあるが、吊の長さがいくつ以上で適用されると考えればよろしいか。	建築設備耐震設計・施工指針や公共建築工事標準仕様書機械設備工事編等に基づき、室内機の振れ止め対策を実施してください。
80	要求水準書（案）	25	7.3.3		ア	配管設備その他	「貸与資料で示す計画当初の範囲」とは何の事を示すのですか。	誤記です。入札公告時に以下のとおり訂正することを予定しています。 「ア 海蔵小学校、楠小学校、富田中学校、笹川中学校については、隠ぺい仕上げとし、その他の学校についても、可能な限り隠ぺい仕上げとすること。」

No	資料名	頁	章	項	目	項目名	質問及び意見	回答
81	要求水準書（案）	25	7.4.2			個別リモコン	明記してある事項は必須でしょうか。提案にてワイヤレスリモコンに変更したり、鍵付きボックスを取りやめにしたりすることは可能ですか。	協議により市が承認した場合には変更できる可能性はあります。
82	要求水準書（案）	28	8.1.4			施工業務に係る計画書等	表中にコリンズ関連資料とありますが、今回各施工会社（元請）への発注者は市側でないため、不要と考えてよろしいか。	事業者の判断に委ねることとします。
83	要求水準書（案）	36	添付資料	②		外気温	外気温は堺地域気象観測所のデータとありますが、「P.19/5.3.1/(3)/ウ」で示された津地方気象台を正としてよろしいでしょうか。	四日市地域気象観測所が正となります。
84	要求水準書（案）					共通	各種施工材料や素材が明記（ステンレスや樹脂カバー、厚鋼電線管等）されていますが、提案にて変更することは可能ですか。	要求水準を満たすこととします。
85	要求水準書（案）					貸与資料	「1. 貸与書類」で書類の内容と現状との整合性については、市が保証するものではないと記載されていますが、費用に関わる誤りは実施方針の別添資料1（P.14）のとおり市側のリスクと考えてよろしいか。	貸与資料は参考として貸与するものなので、費用に関わる誤りでも市側のリスクとなりません。